

平成27年 3 月 11 日

## コンプライアンス委員会の設置について

当社では、定められたルールどおりに線路の補修作業を行っていなかったことが判明し、さらには、軌道変位データの改ざんという鉄道事業者にあってはならない事象を発生させたことから、平成26年 1 月 24 日に国土交通大臣から「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」を受けました。

その後も、覚せい剤取締法違反の容疑による逮捕、ATSのスイッチ損壊、乗務中の携帯電話使用等、コンプライアンス違反事象を続発させ、社会から厳しい目を向けられる中、重大なコンプライアンス違反事象の原因究明と再発防止策につき、社外委員の視点を入れた妥当性の検証を行うための「コンプライアンス委員会」を 4 月 1 日より設置いたします。

### 1 設置の目的

第三者による外部の視点と少人数の委員による充実した議論を通じ、当社及び J R 北海道グループ会社のコンプライアンス違反事象の原因究明及び再発防止策の妥当性を検証する。

### 2 委員名簿

#### (1) 社外委員（敬称略）

<small>なかむら ひろし</small> 中村 浩士	弁護士法人シティ総合法律事務所弁護士
<small>おおつき ひろし</small> 大槻 博	北海道瓦斯株式会社代表取締役社長
<small>たはら さくよ</small> 田原 咲世	北桜労働法務事務所社会保険労務士

#### (2) 社内委員

社長、副社長（鉄道事業本部長）、コンプライアンス担当役員、総合企画本部長、開発事業本部長、総務部長

### 3 主な内容

- ・コンプライアンス違反事象の原因究明及び再発防止策について
- ・コンプライアンス教育及び啓発活動の実施について 等

4 開催回数 四半期に 1 回

5 設置日 平成27年 4 月 1 日

#### 〔検証の流れ〕

